

# 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく規制区域(案)

## 1. 盛土規制法の概要

2021年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害等を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)」が、2023年5月26日に施行されました。

盛土規制法では、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域(宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域)として指定することとされています。

規制区域内で盛土等を行う場合は、工事の許可申請や届出が必要となります。

## 2. 規制区域の概要

規制区域には、右図(規制区域のイメージ)の通り「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」の2種類があります。

## 3. 基礎調査の結果

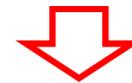
国の実施要領に基づき、地域の地形等に関する基礎調査を実施しました。

調査の結果、市全域が市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる土地の区域であり、また、今後、盛土等が行われるおそれのないと判断され規制から除外できる区域はありませんでした。

## 4. 一宮市の規制区域(案)

基礎調査の結果、市内全域を宅地造成等工事規制区域に指定する案を作成しました。

※一宮市は全域を「宅地造成等工事規制区域」とすることとしました。

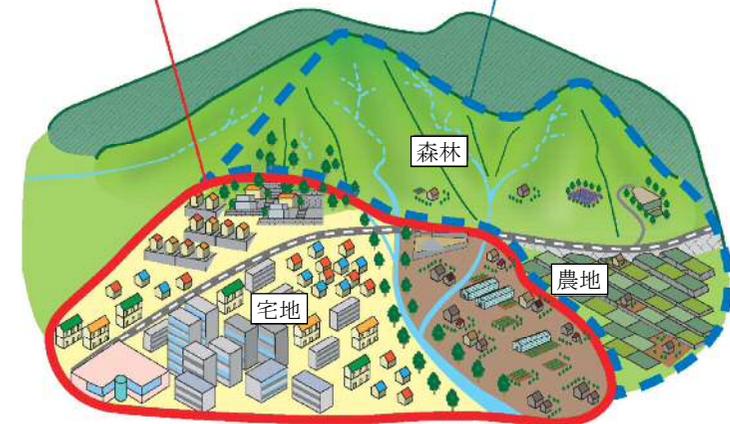


### 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

### 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



規制区域のイメージ

【出典 : 盛土規制法パンフレット(国土交通省・農林水産省)】

# 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく規制区域 (案)

## 5. 許可対象となる盛土等の規模

### 許可対象となる盛土等の規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> の崖※を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超</b> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> となるもの
イメージ図		

## 6. 運用開始時期

2025年(令和7年)5月【予定】

【出典 : 盛土規制法パンフレット(国土交通省・農林水産省を一部加工)】

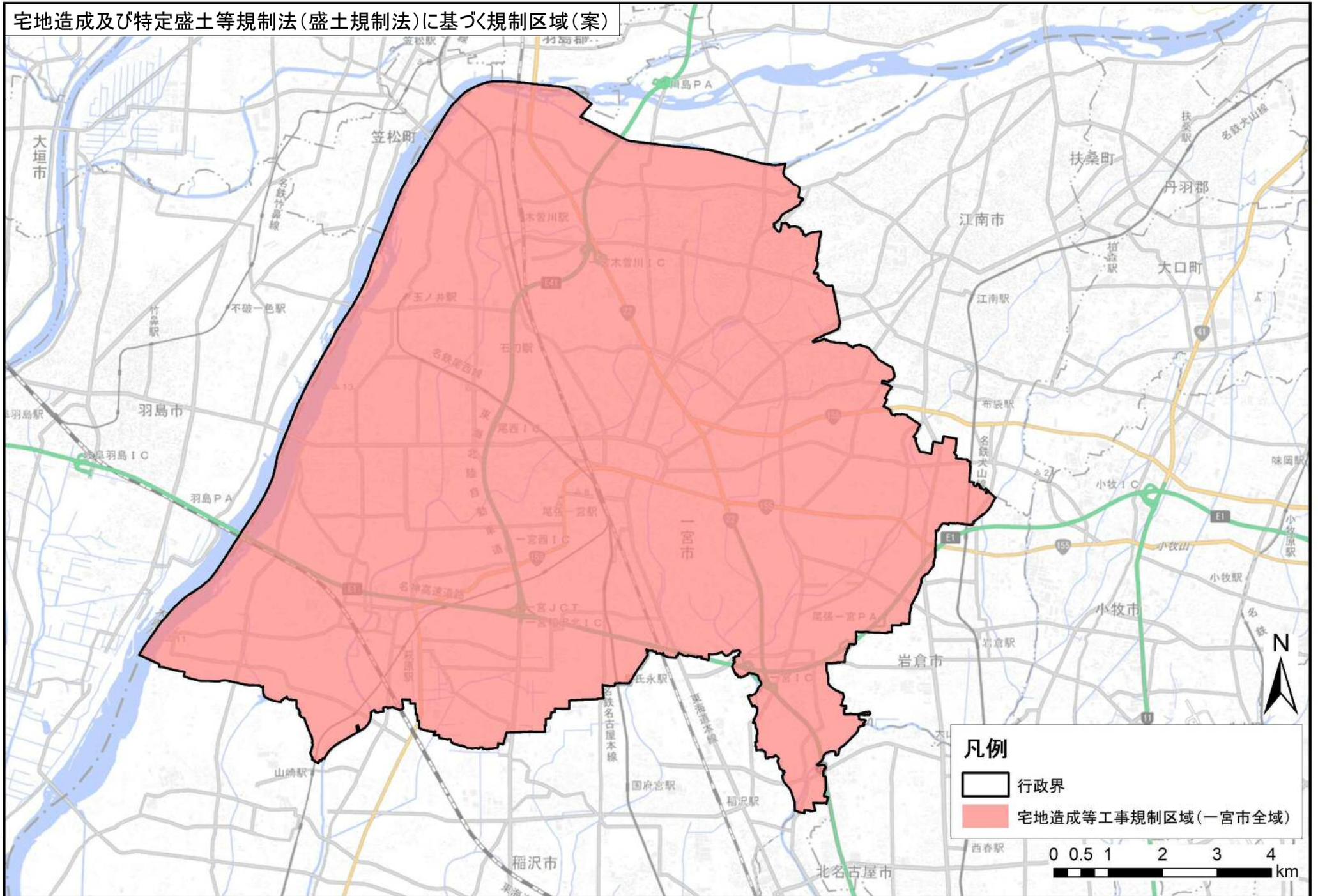
担当 : 一宮市建築部建築指導課

住所 : 一宮市本町2丁目5番6号

連絡先 : 電話 0586-28-8646

電子メール kenshi@city.ichinomiya.lg.jp

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく規制区域(案)



出典：地理院タイルに一宮市盛土規制区域の候補区域案の設定に関する情報を追記して掲載